

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行(但休日) 昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

訓令
訓令甲類附屬機関及び地方機関の長に対する委任事項

訓令

鳥取県訓令第十号

本庁内部部局の長
甲類附屬機関の長
地方機関の長

次に掲げる事項は、別に定めるもののほか、甲類附屬機関及び地方機関の長に委任する。

昭和二十八年五月一日

鳥取県知事 西尾愛治

一部下に属する職員の内部組織の所属を定めること()

分場長、支所長、係長、主任等を命ずることを含む。)及び分担事務を定めること。但し、地方事務所の支所長及び係長並びに県税事務所の係長を命ずることを除く。

二 職員(長を含む。以下同じ。)の出張を命ずること。

三 職員の超過勤務、休日勤務、宿直勤務及び日直勤務を命令すること。

四 職員の職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第二号)に規定する職務に専念する義務を免除すること。但し、第一号、第七号(六日以内の欠勤を除く。)、第十二号、第十九号及び第二十二号の事由に該当する場合を除く。

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行し、昭和二十八年五月十日から適用する。

2 昭和二十八年五月鳥取県訓令第六号(甲類附屬機関及び地方機関の長に対する一般的共通専決事項)は、廃止する。